

# 【 会 議 録 】(概要)

日時:平成 20 年 12 月 13 日(土) 13:30～18:00

会議名	越谷市自治基本条例審議会 第 7 回会議	場所	越谷市役所 本庁舎 5 階 第 1 委員会室
件名 議題	1 開会 2 協議事項 ( 1 ) 素案について ( 2 ) 素案説明会等の実施について 3 その他 4 閉会		
資料等	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
出席者	<p><b>出席委員</b>          櫻井(慶)会長、佐々木副会長、有元委員、飯島委員、植竹委員、小川委員、          加藤委員、亀井委員、越野委員、櫻井(隆)委員、高橋委員、田部井委員、得上委員、          内藤委員、長澤委員、帆苅委員、森木委員、渡邊委員、江利川委員、原田委員(20名)</p> <p><b>欠席委員</b>          池島委員、伊藤委員、伊東委員、宇佐美委員、大熊委員、小河原委員、樋口委員、          松本委員、山口委員(9名)</p> <p><b>事務局</b>          大島企画部長、鈴木企画部副部長、立澤企画課長、中山企画課副主幹、田中同副主幹、          青山同主査、野沢同主任、水口同主事、斉藤同主事、鈴木同主事(10名)          支援者：特定非営利活動法人越谷NPOセンター(3名)          傍聴者 3名</p>		
内 容	別紙 1 会議録(要旨)のとおり		
<p>合意・決定事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【資料 1】及び【資料 2】に基づき、素案について追加、削除、修正等を行い、素案として別紙 2 のとおり決定した。</li> <li>・素案説明会について、以下のとおり開催することを確認した。             <ul style="list-style-type: none"> <li>地区住民を対象とした素案説明会を 13 地区センターで開催する。(各地区の自治会長及びコミ協委員に案内状を送付)</li> <li>各種団体及び一般を対象とした素案説明会を 1 月 25 日(日)の午後、中央市民会館で開催する。(説明会の後、講演会を実施)</li> <li>市議会議員を対象とした素案説明会については、事務局で調整する。</li> <li>各委員の担当については、3～4 名を 1 つのグループとし、事務局で調整する。</li> </ul> </li> </ul>			

## 会議録（要旨）

### 1 開会（企画部長）

- ・ 櫻井会長が、挨拶を行った。
- ・ 本日の署名委員の確認をした（田部井委員、長澤委員、帆刈委員）。

### 2 協議事項

#### （1）素案について

- ・ 運営・調整委員会委員長及び事務局が、【資料1】（「（仮称）越谷市自治基本条例」素案の構造）及び【資料2】（「（仮称）越谷市自治基本条例」素案）に基づき、説明を行った。

（会長）まずは、素案の構造についてご意見、ご質問はありますか。この素案については、今後の説明会やパブリックコメント（意見公募手続）の後、修正等していくこともありますが、この会議で合意したものを1月の広報で公表する予定です。それでは、途中で退席する委員から第5章（議会・行政）についてのご提案がありますので、まずは、第5章から協議したいと思います。

（A委員）第5章について、まず、是非盛り込んでもらいたい事項として、「説明責任」についての規定を提案します。情報共有や参加の基本となる内容ですので、出来ること、出来ないことの理由を説明する義務を項目として設けておく必要があると思います。次に、可能であれば検討してもらいたい事項として、市民が意見や要望ではなく政策提案できる制度を設けることについて、提案します。市民の参加と協働をどのように実現するか、そのコアとなるツールを明確にし、合意しておく必要があると思います。また、公募市民を中心に取り組んでいるこの条例が単なる理念条例とならないため、逐条解説に具体的な施策・取り組みを明記することや「推進会議」の権限や機能について具体的な検討をしておく必要もあると思います。

（会長）確認します。1点目の是非盛り込んでもらいたい事項としての提案ですが、第5章にある第18条（行政運営の原則）の第4項に追加するということによろしいでしょうか。また、その他の提案に関しては、今後の課題として整理したいと思います。第18条についてのご意見をお願いします。

（B委員）賛成です。市（行政）が、積極的に情報を市民に提供し、分かりやすく説明することは大切です。

（C委員）私も賛成です。条例には、「参加と協働」におけるツールの要素も必要だと思います。

（会長）異論のある方がいないようでしたら、提案のとおり第18条第4項として追加します。

#### 合意・決定事項

- ・ 第18条第4項に「説明責任」の規定を追加した。

条文 「行政は、政策や施策の立案から実施、評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続等を市民に分かりやすく説明します。」

（会長）次に本日欠席の委員から、第5章の第13条（議会の役割と責務）の第4項、第17条（公益通報）及び第19条（財政運営）の第1項は削除するべきというご意見を事前にいただいています。まず、第13条第4項についてですが、憲法により住民の代表である議事機関として規定している議会に対して議会基本条例の制定を求めることは立入りすぎでは、というご意見です。

（C委員）削除することに賛成です。議会のルールについては、議会自身で決めた方が良いと思うからです。

（D委員）削除することに反対です。議会基本条例への取り組みを促す意味もあると考えます。

（E委員）議会に対して、この条例が最高規範であるということを明らかにしておけば良いと思います。

（F委員）近い将来に議会基本条例が制定されると考えると、第4項を記述する意味はあまりないのではな

いでしょうか。

(B委員)このまま残しておいても良いと思います。市民が議会に期待しているという意味が込められているからです。

(G委員)この条文は、議会について、自治基本条例に十分に書き込めないと考えたことから提案しました。つまり、議会についての細かい規定は、議会に委ねたいということです。この自治基本条例を最高規範とし、そのもとにそれぞれの分野別の基本条例を置くという体系を考えています。

(C委員)議会活動を市民にとって理解しやすいものにするということが大切だと思います。第4項は削除しても良いと思います。

(H委員)第4項については、議事機関である議会に立ち入りすぎていると考え、削除するという考え方が一つあると思います。一方、審議会として、第4項を盛り込む理由を明確にしたうえで、記述しておくという選択もあると思います。この条例が答申された後、行政や議会が今後の検討の場で、削除することも可能だと思います。

(会長)この自治基本条例が最高規範性を持っていることを確認したうえで、この第4項は、削除することを提案したいのですがいかがですか。

(B委員)議会と行政は、いわば車の両輪のようなものです。第4項は削除しない方が良いと思います。

(H委員)「議会基本条例を定める」ことより、むしろ、「市民に対し、議会の役割とそのあり方を明確にする」ことが重要だと思います。例えば、「議会は、自らの権限や責務に関し、市民に対し、その役割とあり方を明確にするように努めます」と修正する選択もあるかと思います。

(J委員)議会基本条例の制定を待つより、この条例に盛り込んでおいた方が良いと思います。

(会長)いろいろとご意見がでました。今、3つの案が出ています。1つめは、原文のまま、2つめは、修正して(“基本的な条例を定め”を削除)第4項を残す、3つめは、第4項を削除するという案です。

参考までに挙手していただきたいのですが。

・原文のまま：8名、修正して第4項を残す：7名、第4項を削除：3名

(会長)原文のとおり残すこととします。

#### 合意・決定事項

・第13条第4項は、原文のとおりとした。

(会長)続いて、第17条についてですが、第16条(市職員の責務)と重複している、というご意見です。

(C委員)第17条については、原文のとおり残しておく必要があると思います。

(会長)原文のとおりで異論のある方がいないようでしたら、原文のとおりとします。

#### 合意・決定事項

・第17条は、原文のとおりとした。

(会長)続いて、第19条第1項についてご意見はありますか。第19条第1項は、政策の方向性を示すもので自治基本条例になじまないのでは、というご意見です。

(C委員)原文のまま残さないと、意味が分からなくなると思います。

(B委員)原文のままが良いと思います。

(K委員)第19条第1項のポイントは、財政基盤の強化ということだと思います。「自立性の高い」という語句の削除を提案します。

(G委員)「要望」という語句は、地方自治、地方分権の考え方にはそぐわないと思います。

(会長)ただいま2つの修正意見が出ています。削除するのではなく、これらの意見を踏まえ、原文を修正し対応します。

合意・決定事項

- ・第19条第1項を修正した。

条文 「行政は、必要に応じて国や県に対して財源移譲を積極的に働きかけるとともに、市有財産の活用等を図ることにより、財政基盤の強化に努めます。」

(C委員)「国や県、他の自治体と対等な立場で連携を図り、」という趣旨の条文を第18条(行政運営の原則)の最後に追加することを提案します。

(F委員)「自治の基本原則」として議論してきた項目です。「行政運営の原則」として第6項に追加した方が良いと思います。

(会長)異論のある方がいないようでしたら、第6項として追加します。

合意・決定事項

- ・第18条第6項に「国その他の機関との連携」について追加した。

条文 「行政は、国や県、他の自治体と対等な立場で連携を図り、協力して自治の推進に努めます。」

(会長)第5章について、その他のご意見はありますか。

(G委員)第21条(危機管理)は、個別の政策の分野について規定している条文だと思います。削除しても良いと思います。

(F委員)市民の生命、身体や財産を守るための防災や防犯などの分野は、市民の関心も高いと思います。行政の責任において取り組む問題であると考え、行政の章に盛り込んだという経緯があります。

(I委員)第21条第2項には、近隣同士の助け合いや相互の信頼関係について記述しています。これらのことは、自治基本条例の大きな柱の1つだと思いますので、原文のまま残しておきたいと思いません。

(会長)削除しないという意見が多いと思いますので、原文のとおりとします。

合意・決定事項

- ・第21条は、原文のとおりとした。

- ・事務局が、第5章の語句の表現等に関する訂正について以下の提案を行った。

第15条(市長の責務) 「代表」を「代表者」とする。

第17条第1項 「通報することができます。」を「通報しなければなりません。」とする。

第2項 削除する。

第19条第1項 「行政は」の後に、「必要に応じて」を挿入する。

「税源及び」を削除する。

第3項 「公表しなければなりません。」を「公表します。」とする。

(会長)事務局の提案についてご意見はありますか。異論のある方がいないようでしたら、提案のとおり修正します。

合意・決定事項

- ・第5章について、事務局の提案のとおり修正した。

(会長)続いて、「前文」についてご意見はありますか。

(B委員)とても良く出来ていると思います。格式があり、越谷らしいと思います。大切なのは、この条例

を具現化することだと思います。

(E委員) 恒久平和が大切であるという議論をしてきました。「平和で」という語句を3段落5行目の「人々のふれあいと連帯の中で」の後に挿入することを提案します。

(会長) 異論のある方がいないようでしたら、提案のとおり「平和で」という語句を挿入します。

#### 合意・決定事項

・前文に「平和で」という語句を挿入した。

前文 「人々のふれあいと連帯の中で、平和で安全・安心・快適に、～」とする。

(会長) 続いて、第1章(総則)についてご意見はありますか。

(I委員) 市民の定義には、外国人が含まれているのですか。

(K委員) 市民の定義には、外国人も含まれています。今後検討する逐条解説では、分かりやすく記述したいと考えています。

・事務局が、第1章の語句の表現等に関する訂正について以下の提案を行った。

第2条(最高規範としての条例の位置づけ)の第2項 「を図る」を「が図られる」とする。

(会長) 事務局の提案についてご意見はありますか。異論のある方がいないようでしたら、提案のとおり修正します。

#### 合意・決定事項

・第1章について、事務局の提案のとおり修正した。

(会長) 続いて、第2章(自治の基本理念と基本原則)について協議したいと思います。

(I委員) 第5条(参加の原則)にある「市の意思形成」とは何を意味しているのでしょうか。分かりやすい表現に言い換えた方が良いと思います。

(会長) それでは、「意思形成」を「政策や施策の立案」としたいと思います。第5条の主語を「市」とした方が良いか、「行政」とした方が良いかということについてご意見はありますか。

(L委員) 主語を「市」とすると、議会も含まれます。「実施及び評価それぞれの過程において」という表現が議場に馴染まないと思います。

(D委員) 原文のままで良いと思います。

(会長) 今後の説明会やパブリックコメントでも意見があると思います。現段階では、原文のままとします。

#### 合意・決定事項

・第5条にある「市の意思形成」を「市の政策や施策の立案」と修正した。

条文 「市は、市の政策や施策の立案、実施及び評価それぞれの過程において、市民の参加が基本となるような市政の運営を推進します。」

・事務局が、第2章の語句の表現等に関する訂正について以下の提案を行った。

第5条 「実施」を「施策の実施」とする。

「運営」を「市政の運営」とする。

第7条(情報共有の原則) 「市政に関する情報」の前に、「まちづくりに取り組むうえで必要な」を挿入する。

(会 長)事務局の提案についてご意見はありますか。異論のある方がいないようでしたら、提案のとおり修正します。

合意・決定事項

・第2章について、事務局の提案のとおり修正した。

(会 長)続いて、第3章(豊かな地域環境の創造)についてご意見はありますか。

(K委員)越谷市には「スポーツ・レクリエーション都市宣言」があります。第9条(協働による豊かな地域環境の創造)の第3項に「スポーツ・レクリエーション」について盛り込んでも良いと思います。

(A委員)骨子案の懇談会において「スポーツ・レクリエーション都市宣言」についての指摘がありました。越谷市の特徴となっているので盛り込んだ方が良いと思います。

(B委員)越谷市では、スポーツ・レクリエーション活動に取り組んでいる方が沢山います。

(L委員)第3項の「新たな文化」の中にスポーツ・レクリエーション活動も含まれるという考え方もあると思います。

(会 長)「スポーツ・レクリエーション」について盛り込むということについては異論がないと思いますので第9条第3項に追加します。

合意・決定事項

・第9条第3項に「スポーツ・レクリエーション」について追加した。

条文 「市民及び市は、越谷の歴史、伝統を大切にするとともに、スポーツ・レクリエーション活動を楽しみながら、市民が主体的に新たな文化を育成する、健康で心豊かなまちづくりをすすめます。」

(会 長)続いて、第4章(市民・コミュニティ組織)についてご意見はありますか。本日欠席の委員からは、第11条(市民の責務)の見出しについて、「責務」という表現がきついのでは、というご意見を事前にいただいています。

(K委員)「責務」という語句は、やはりきつく感じると思います。「役割」とした方が良いと思います。

(L委員)「役割」と修正すると、やはり条文の内容との整合性が取れないと思います。「責務」が良いと思います。

(会 長)では、現段階では原文のままとします。

合意・決定事項

・第11条の見出しは、原文のとおりとした。

(G委員)第12条(地域コミュニティ組織と市民活動団体)の第2項にある「市民活動団体」について、「非営利活動団体」、「ワーカーズ・コレクティブ」のように具体的な語句を盛り込んでほしいと思います。

(L委員)「市民活動団体」は、多様な団体を包括しています。具体的な例については、解説で補う方法もあると思います。

(G委員)「市民の生活を支援し」という語句ですが、「支援する」という表現では「支援者」と「被支援者」の二つに分かれる印象があります。「支えあい、社会の課題解決に取り組み」という表現が良いと思います。

(会 長)2つめの提案について異論のある方がいないようでしたら、提案のとおり修正します。

合意・決定事項

・第12条第2項を修正した。

条文 「市民活動団体は、共通の目的や関心を持つ人が広く自主的に参加することによって構成され、その専門性や行動性を発揮して、市民の生活を支えあい、社会の課題解決に取り組み、市民が明るく楽しく生きるためのまちづくりをすすめます。」

(会 長) 続いて、第6章(参加と協働)についてご意見はありますか。

(J委員) 第24条(市と市民・地域活動団体との協働)の第1項は、行政主導で、コミュニティや市民活動を活発化させるという表現になっていますので、修正する必要があると思います。

(B委員) 受け取り方の問題だと思います。このままの表現で良いと思います。

(L委員) 「活動を活発に」という語句を削除する方が良いと思います。

(M委員) 市民と市の協働の結果、活動が活発になるのであって、行政が活動を活発にする訳ではありません。ここでは、「協働」について特に記述する必要があると思います。「地域コミュニティ組織」や「市民活動団体」との協働と市民との協働を推進します、と明確に記述しても良いと思います。

(会 長) 異論のある方がいないようでしたら、これらのご意見を踏まえて修正します。

#### 合意・決定事項

・第24条第1項を修正した。

条文 「行政は、地域コミュニティ組織や市民活動団体の主体的な活動を支援することや市と市民との協働を推進することに努めます。」

(会 長) その他にご意見はありますか。

(K委員) 第27条(住民投票)について、住民投票の結果を「尊重します」という項目が必要だと思います。結果が尊重されなければ住民投票の意義が薄れてしまいます。また、第3項は地方自治法に規定されているので削除しても良いと思います。

(会 長) 大変重要な指摘だと思います。

(事務局) 地方自治法とは別の制度(仕組み)をこの条例で定めることになります。地方自治法の手続きと同様の内容を記述する必要があります。第3項の他、第4項を追加し、地方自治法の規定をあらためて記述する必要もあります。

(会 長) 投票結果の尊重についてですが、最後の項に追加することについて、ご意見はありますか。

(C委員) 投票結果の尊重は、必要な事項だと思います。何のために住民投票をしたのかということになってしまいます。また、「尊重する」のは、「市長」で良いのでしょうか。「議会」も含めるのでしょうか。「市民」まで含めるのでしょうか。

(L委員) 「尊重する」ことに法的拘束力はありません。「市民」、「議会」、「市長」のそれぞれが、結果を尊重することが求められると思いますが、「市民」を含めてこの条文で規定することについては、抵抗があります。

(会 長) 「市長」と「議会」を含む「市」とすれば良いと思いますが、ご意見はありますか。異論のある方がいないようでしたら、「市は、住民投票の結果を尊重します。」と追加します。

#### 合意・決定事項

・第27条第4項に地方自治法の規定を追加した。

・第27条第5項に「投票結果の尊重」を追加した。

条文 「市は、住民投票の結果を尊重します。」

・事務局が、第6章の語句の表現等に関する訂正について以下の提案を行った。

第26条(意見公募手続) 「重要な計画」の後に、「及び市民の権利義務を形成し、あるいは、その範囲を確定することをその内容とする施策」を挿入する。

「計画案」を「計画案等」とする。

「計画案に係る」を削除する。

(会 長)事務局の提案についてご意見はありますか。異論のある方がいないようでしたら、提案のとおり修正します。

合意・決定事項

・第6章について、事務局の提案のとおり修正することとした。

(会 長)続いて、第7章(条例の実効性の確保)についてのご意見はありますか。推進会議の性格、権限等について議論が不十分な部分でもあります。別に条例で定めると規定していますので、今後検討していく必要があると思います。異論のある方がいないようでしたら、原文のままとします。

・事務局が、第7章の語句の表現等に関する訂正について以下の提案を行った。

第28条(推進会議の設置等)の第4項 「市長が」を削除する。

(会 長)事務局の提案についてご意見はありますか。異論のある方がいないようでしたら、提案のとおり修正します。

合意・決定事項

・第7章について、事務局の提案のとおり修正することとした。

この会議で決定した修正等の箇所について、事務局でまとめ、修正後の素案を各委員に配布した。そして、あらためて会長が各委員に内容を確認し、素案として決定した。(別紙2)のとおり
--

《休憩》

(2) 素案説明会等の実施について

・市民参画プロジェクトチーム幹事会幹事長が産業フェスタでの活動報告の後、1月中旬から予定している素案説明会等について以下の内容を説明した。

地区住民を対象とした素案説明会を13地区センターで開催する。(各地区の自治会長及びコミ協委員に案内状を送付)

各種団体及び一般を対象とした素案説明会を1月25日(日)の午後、中央市民会館で開催する。(説明会の後、講演会を実施)

市議会議員を対象とした素案説明会については、事務局で調整する。

各委員の担当については、3～4名を1つのグループとし、事務局で調整する。

3 その他

・事務局が、9月に実施した街頭アンケートやチラシの配布の様子などがテレビ埼玉「いきいき越谷」で放映されることについて報告した。

4 閉会(運営・調整委員会副委員長)



この会議は、会議内容と相違ないことをここに認め署名する。

平成21年 2月4日

越谷市自治基本条例審議会

署名委員

田部井	明
長 澤	宏
帆 莉	昭

## 「(仮称)越谷市自治基本条例」素案

## 目次

## 前文

第 1 章 総則 (第 1 条 - 第 3 条)

第 2 章 自治の基本理念と基本原則 (第 4 条 - 第 7 条)

第 3 章 豊かな地域環境の創造 (第 8 条・第 9 条)

第 4 章 市民・コミュニティ組織 (第 10 条 - 第 12 条)

第 5 章 議会・行政 (第 13 条 - 第 21 条)

第 6 章 参加と協働 (第 22 条 第 27 条)

第 7 章 条例の実効性の確保 (第 28 条・第 29 条)

## 附則

## 前文

わたしたちのまち越谷市は、古くは日光道中の宿場町として栄えた歴史と文化の香り高いまちです。市となってから半世紀余、都市化が進み、埼玉県東南部地域の中核的な都市として発展してきましたが、現在も首都近郊にあって貴重な農地が残る、豊かな水と緑のまちです。

今後も、先人が残した土の香りと人の温もりを感じる風土を受け継ぎながら、自然と都会の良さが調和した持続発展性のある都市、すべての市民が人間として尊重され、人の和が大切にされる人間性豊かな都市として成長していくことが期待されます。

今日の地方分権の進展や社会環境の大きな変化の中で、わたしたちは、市民としてまちづくりに参加する喜びが実感でき、それぞれの思いがまちづくりにつながるような参加と協働による自治のまちづくりに取り組み、それを一層すすめるための自治力の向上に努めます。そして、水と緑と太陽に恵まれ、人々のふれあいと連帯の中で、**平和で安全・安心・**

快適に、しかも楽しくいきいきと幸せに暮らすことのできる豊かな地域環境の創造に取り組み、住みよい越谷市の実現に努めます。

わたしたちは、市民一人一人が自分たちのまちとして心から愛し、誇れるような魅力と活力のある「参加と協働の自立都市 越谷」を目指し、自治のまちづくりの更なる推進を図るため、ここに、市政運営の最高規範となるこの条例を制定します。

## 第1章 総則

### (条例の目的)

第1条 この条例は、越谷市における自治のまちづくりの基本理念、目標及び市政運営の基本的ルール及び仕組み等、市政に関する基本的事項を定めることにより、「自治の推進」と「豊かな地域環境の創造」を図り、もって「住みよい自治のまち 越谷」の実現に寄与することを目的とします。

### (最高規範としての条例の位置づけ)

第2条 この条例は、市が定める条例、規則等の最上位に位置する市政運営の最高規範であり、市の条例、規則等の解釈運用並びに基本構想等の諸計画の策定及び施策の施行などのすべてにおいて、その拠り所になります。

2 この条例の制定に伴い、既存の他の条例、規則等はこの条例の趣旨にそって整合が図られるとともに、新たに条例、規則等を制定又は改廃する際には、この条例の内容を十分踏まえるなど、全体として体系化を図ります。

### (主な用語の定義)

第3条 この条例において、次に掲げる用語の定義は以下のとおりです。

(1) まちづくり 市民生活の様々な分野における市民及び市が関わるすべての公共活動及び取り組みをいいます。

- (2) 市民 市内において、住み、働き、学び、又は活動する個人や団体をいいます。
- (3) 市 市民の信託を受けてまちづくりを行う市議会及び市長その他の執行機関をいいます。
- (4) 行政 市長その他の執行機関をいいます。

## 第2章 自治の基本理念と基本原則

### (自治の基本理念)

第4条 市民及び市は、市民一人一人が人間として尊重され、まちづくりの主体であることを基本に、自治のまちづくりに取り組みます。

### (参加の原則)

第5条 市は、市の意思形成、政策や施策の立案、実施及び評価それぞれの過程において、市民の参加が基本となるような市政の運営を推進します。

### (協働の原則)

第6条 市民及び市は、協働を基本とした市政の運営に努めます。

### (情報共有の原則)

第7条 市民及び市は、まちづくりに取り組むうえで必要な市政に関する情報を共有します。

## 第3章 豊かな地域環境の創造

### (豊かな地域環境を創るための基本理念)

第8条 市民及び市は、人、自然、文化を財産として大切にしていくとともに、協働して豊かな地域環境を創造し、誰もが安心し、楽しく生活していけるまちを創ります。

### (協働による豊かな地域環境の創造)

第9条 市民及び市は、自然環境の保護、保全及び創出に努めるとともに、

その共生を図り、すべての人が快適で健やかに生活していけるまちづくりをすすめます。

- 2 市民及び市は、市民が主体的にかかわりあい、助けあい、学びあいながらいきいきと生活し、未来にわたって豊かな人間関係と、安全で安心な生活環境を受け継いでいけるまちづくりをすすめます。
- 3 市民及び市は、越谷の歴史、伝統を大切にするとともに、スポーツ・レクリエーション活動を楽しみながら、市民が主体的に新たな文化を育成する、健康で心豊かなまちづくりをすすめます。
- 4 市民及び市は、産業の発展と地域環境との調和を図り、持続可能で誰もが働きやすいまちづくりをすすめます。

#### 第4章 市民・コミュニティ組織

##### (市民の権利)

第10条 市民は、主権者として意見を述べ、活動する等市政に参加する権利があります。

- 2 市民は、市が保有する情報を知る権利があります。
- 3 市民は、安全で安心な生活を営むため、各種の行政サービスを公平に受ける権利があります。
- 4 子どもは、市民として尊重され、年齢に応じて市政に参加する権利があります。

##### (市民の責務)

第11条 市民は、お互いの人権、意見及び行動を尊重し、地域の交流を深めるよう努めます。

- 2 市民は、積極的にまちづくりに参加し、自治を推進します。

##### (地域コミュニティ組織と市民活動団体)

第12条 地域を基盤とした地域コミュニティ組織は、その地域の住民相互の親睦、共通課題の解決等の地域社会の形成に役立つ活動を行い、人

間性豊かなまちづくりをすすめます。

- 2 市民活動団体は、共通の目的や関心を持つ人が広く自主的に参加することによって構成され、その専門性や行動性を発揮して、市民の生活を支援し、~~支えあい~~、社会の課題解決に取り組み、市民が明るく楽しく生きるためのまちづくりをすすめます。
- 3 地域コミュニティ組織と市民活動団体は、連携を図り、協力してまちづくりをすすめます。

## 第5章 議会・行政

### （議会の役割と責務）

- 第13条 議会は、市民の意見を代弁する合議制の機関であり、行政運営に関する監視及び評価の充実に図り、公益の実現に努めます。
- 2 議会は、市民の意見を積極的に反映させるために、立法及び政策立案機能の向上に努めます。
- 3 議会は、その活動に関する情報を市民に提供して、開かれた議会運営に努めます。
- 4 議会は、自らの権限や責務に関する基本的な条例を定め、市民に対し、議会の役割とそのあり方を明確にするよう努めます。

### （議員の責務）

- 第14条 議員は、市民の代表として、市民の意見を積極的に把握して、市政に反映させるよう努めます。
- 2 議員は、市民の意見を尊重しながら、審議及び政策立案の活動に努めます。
- 3 議員は、議会における活動に関する情報を市民に提供して、分かりやすく説明するよう努めます。

### （市長の責務）

- 第15条 市長は、本市の代表者として、公正かつ誠実に市政を執行しま

す。

2 市長は、この条例を遵守し、本市における自治を推進します。

3 市長は、執行機関の統轄責任者としての責務を負い、効率的かつ効果的な行政運営を行い、市民の負託に応えます。

(市職員の責務)

第16条 市職員は、法令等を遵守し、この条例の趣旨に則して公正に職務を遂行します。

2 市職員は、市民のために働く者として、その能力の向上を図ります。

(公益通報)

第17条 市職員は、行政運営上の公正を妨げ、市政に対する市民の信頼を損なう行為、又は、公益に反するおそれがある事実を知った場合は、その行為又は事実を通報することができませんしなればなりません。

~~2 前項に関することは、別に定めます。~~

(行政運営の原則)

第18条 行政は、公正かつ公平な視点に立って、効率的で透明性のある行政運営を推進します。

2 行政は、多様な市民の要望を把握し、行政サービスの向上につなげるよう努めます。

3 行政は、市政情報を市民に提供するに当たっては、情報を市民に分かりやすくかつ広くいきわたるよう努めます。

4 行政は、政策や施策の立案から実施、評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続等を市民に分かりやすく説明します。

5 行政は、市の課題や市民の要望に対応するため、自らの責任において法令等を解釈するとともに、その根拠を市民に示します。

6 行政は、国や県、他の自治体と対等な立場で連携を図り、協力して、自治の推進に努めます。

( 財政運営 )

第 19 条 行政は、必要に応じて国や県に対して税源及び財源移譲を拡大する要望を行う積極的に働きかけるとともに、市有財産の活用等を図ることにより、自立性の高い財政基盤の強化に努めます。

2 行政は、長期的な展望に立って財政計画を策定し、基本構想をはじめとする重要な計画及び行政評価等の結果を基に予算編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めます。

3 行政は、予算編成、予算執行及び決算等の財政状況に関連する十分な情報を市民に分かりやすく公表しなければなりません。

( 組織 )

第 20 条 行政は、その組織が政策課題に的確に対応できるよう、機能的であるとともに、常に相互の連携を保ちつつ横断的な調整を図ります。

2 行政は、市民にとって分かりやすい組織で、社会経済情勢の変化に対応できるよう常に検討を加え、必要に応じて見直しを図ります。

( 危機管理 )

第 21 条 行政は、市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態等に的確に対応するための体制を整備し、市民生活の安全性の確保に努めなければなりません。

2 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、近隣同士で助け合えるように日常的な交流を通じて、相互の信頼関係を築くことに努めます。

第 6 章 参加と協働

( 行政評価 )

第 22 条 行政は、基本構想をはじめとする重要な計画、予算、決算及び事務内容等について、行政内部及び外部による評価を実施します。

2 行政は、前項の評価を実施した場合には、その結果を市民に分かりや



すく公表し、市政に反映させます。

(市民の行政への参加)

第23条 行政は、市民の参加を保障するため、政策や施策の立案から実施、評価のそれぞれの過程において、多様な参加が可能となる制度の整備に努めます。

2 行政は、審議会等の附属機関及びこれに類するものの委員には、市民公募の委員を加えるよう努めます。

3 行政は、前項の市民公募を行うに当たっては、自ら意思表示することが困難な市民の参加が可能になるよう努めます。

(市と市民・地域活動団体との協働)

第24条 行政は、**地域コミュニティ組織**や**市民活動団体**の活動を活発にし、~~その~~主体的な活動を支援することや**市と市民**との協働を推進することに努めます。

2 行政は、地域における多様なつながりを基礎とした自主的な団体、組織及び集団の役割を認識し、これを尊重します。

(市民の活動支援)

第25条 行政は、市民による主体的な公共活動に対し、その自主性を尊重した上で、活動促進のための支援に努めます。

(意見公募手続)

第26条 行政は、基本構想をはじめとする**重要な計画及び市民の権利義務を形成し、あるいは、その範囲を確定することをその内容とする施策**の策定に当たっては、あらかじめ**計画案等**を公表したうえで、市民から**計画案に係る**意見を募る手続を行います。

2 行政は、前項の手続きにより提出された意見に対する考え方を取りまとめて公表します。

(住民投票)

第27条 市内に住所を有する年齢満18歳以上の者で別に定めるものは、

市の権限に属する市政の重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、条例案を添え、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができます。

- 2 前項の条例案において、投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとします。
- 3 市長は、第1項の請求を受理した日から20日以内に市議会を招集し、意見を付けてこれを市議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければなりません。
- 4 前3項に掲げるもののほか、第1項による住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法第74条第2項、第4項及び第6項から第8項まで、第74条の2第1項から第6項まで並びに第74条の3第1項から第3項までの規定の例によります。
- 5 市は、住民投票の結果を尊重します。

## 第7章 条例の実効性の確保

(推進会議の設置等)

第28条 本市における自治の推進を図るため、市長の附属機関として、自治基本条例推進会議(以下「推進会議」といいます。)を設置します。

- 2 推進会議は、市長の諮問に応じ、本市における自治の推進に関し必要な事項について調査及び審議します。
- 3 推進会議は、前項に定めるもののほか、自治の推進に関する重要事項について、市長に意見を述べるすることができます。
- 4 前各項に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、~~市長が~~別に条例で定めます。

(条例の改正手続き)

第29条 市長は、この条例の改正にあたっては、推進会議の意見を尊重します。